

## 佐久市保健福祉審議会 次第

平成25年11月13日(水) 午前9時30分から  
佐久市役所 8階大会議室

### 1 開 会

### 2 諮 問

(1) 佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 3 審議事項

(1) 佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 4 報告事項

(1) 佐久市障害者プラン策定の進捗状況について

### 5 閉 会



25佐子第230号

平成25年11月13日

佐久市保健福祉審議会会長 様

佐久市長 柳田 清



佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

平成24年8月、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることなどを目的とした「子ども・子育て支援関連3法」が成立・公布され、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定です。

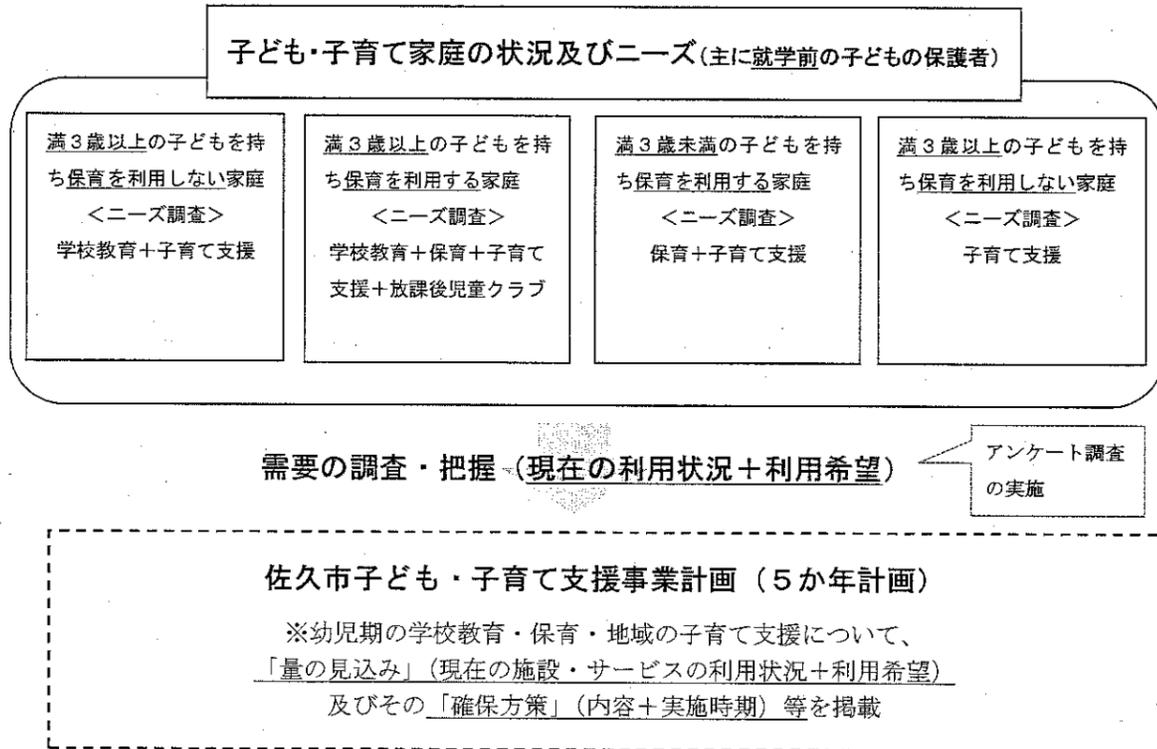
新制度の本格施行に向けて策定する「子ども・子育て支援事業計画」については、教育・保育提供区域の設定をはじめ、幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする事業体制などが盛り込まれ、検討に当たっては、慎重な審議が求められております。

こうしたことから、本市の地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、子育て当事者や児童福祉・教育に関する分野など、様々なお立ち場からご審議をいただきたく、佐久市保健福祉審議会に諮問いたします。

# 佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について

## I 子ども・子育て支援事業計画の概要

◎市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援についての需給計画。全市町村で作成。  
 ◎国は、市町村の計画作成を行うための基本指針を策定し、提示する。  
 ◎基本指針をもとに、市町村はニーズ調査実施し、事業計画を策定する。(25年度～26年度)



計画的な整備体制を図る

**子どものための教育・保育給付**

認定こども園、幼稚園、保育所 =施設型給付の対象 ※私立保育所については、委託費を支弁	小規模保育事業者、家庭的保育事業者、 居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者 =地域型保育給付の対象
---	---

施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日

**地域子ども・子育て支援事業(13事業)**

※事業の範囲は法定

## II 事業計画への基本的な記載事項

### <記載事項>

基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載する。

### 【必須記載事項】

#### 1. 教育・保育提供区域の設定

・「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定。  
 (小学校区・中学校区・行政区など)

#### 2-1. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
- ・市内に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定。
- ・保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本。  
 (認定区分)

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### 2-2. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保内容及び実施時期(確保方策)」を定める。
- ・現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定。

(幼児期の学校教育・保育 記載イメージ)

〇〇 地区(地域)	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)			300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			△	△	30人	△	△	50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

- ・確保の内容は、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び地域型保育事業(定員6人～19人の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育等)のごとに設定。
- ・0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。

### 3-1. 地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み

- ・原則として、2-1と同様に設定。
- ※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業など。
- ・アンケート調査及び各種統計資料等を把握、勘案して、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定する。

### 3-2. 実施しようとする地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

#### 及びその実施時期

- ・原則として、2-2と同様に設定。

(地域子ども・子育て支援事業 記載イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

### 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する

#### 体制の確保の内容

- ・認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- ・保幼小連携、0~2歳に係る取組と3歳~5歳に係る取り組みの連携

#### 【任意記載事項】

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
  - ・児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
  - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し。
  - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備。

子ども・子育て支援新制度に向けたスケジュール(案)

項目	H25年度									H26年度									備考		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月
審議会等	保健福祉審議会	8/21 審議会 ●子ども・子育て支援制度概要説明			●諮問 ●計画策定の趣旨説明 ●今後のスケジュール													答申案の検討(1月)			子育て会議における審議事項 ①特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)の利用定員の設定に関する事 ②特定地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定に関する事 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事 ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事
	児童福祉部会 子ども子育て専門委員会	8/21 部会 ●子ども・子育て支援制度概要説明			第1回会議(11月) ●計画策定の趣旨説明 ●ニーズ調査案の検討 ●今後のスケジュール			第2回会議(2月~3月) ●ニーズ調査結果速報			第3回会議(4月~5月) ●事業計画案の検討 ●目標事業量の検討			第4回会議(7月~8月) ●中間取り纏めの検討 ●目標事業量の検討			第5回会議(12月) ●答申案の検討			市長へ答申(2月)	
子ども・子育て支援事業計画	ニーズ調査			入札準備~契約	調査実施	調査結果の集計	調査結果まとめ	県へ調査結果報告(単純集計)(12月)													
	事業量見込及び計画策定	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討(幼稚園の預かり保育、認可外保育施設の利用状況調査を含む)			教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討計画に定める「量の見込み」を県に報告(3月末)			子ども・子育て支援事業計画案の検討 「量の見込み」、「確保方策」9月末までに取りまとめ			「量の見込み」、「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備			事業計画確定 県へ報告(3月)							
新制度に関する条例案の検討	①支給認定(保育の必要性の認定) ②運営基準(確認制度) ③認可基準(地域型保育事業) ④地域子ども・子育て支援事業(13事業) ⑤費用・利用者負担の基準に関する条例の検討 保育緊急確保事業のH26年度予算の確保			条例案等の検討			新制度に関する条例の議会上程(9月)			議会へ事業計画の報告(3月)											
国の動き	※基本指針の概ねの案文提示 ※ニーズ調査票のイメージ提示			※放課後児童健全育成事業の基準等取り纏め ※量の見込みの集計の手引き提示(25年中)			※認可基準・運営基準・保育の必要性の支給認定基準・地域子ども・子育て支援事業の基準等の基準の提示(政省令・告示制定)			※公定価格(給付の単価・利用者負担など)の骨格提示											
制度周知等	制度及びニーズ調査等について市民へ周知(広報11月号)、関係者(保育所、幼稚園等)へ周知(随時)			制度の利用手続き等周知、(広報、ホームページ)																	

新制度施行